

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	三六
○福島県環境創造センター条例の施行期日を定める規則	三六
告示	三九
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件三件	三九
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三九
○保安林の指定施業要件を変更する件	三九
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三九
公告	三九
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件	三九
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三九
○土地改良法により換地処分をした旨届出があった件	三九
○都市計画事業の認可の告示があった件九件	三九
○落札者を決定した件	三九
福島県収用委員会	三九
○福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	三九
○土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件五件	三九
○公示による通知を行う件	三九

規 則

福島県環境創造センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第五十号

福島県環境創造センター条例の施行期日を定める規則

福島県環境創造センター条例（平成二十七年福島県条例第十五号）の施行期日は、平成二十八年四月十五日とする。ただし、次の各号に掲げる部分は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表の一の表野生生物共生センターの項に係る部分、別表の三の表音響設備の部野生生物共生センターの項に係る部分及び同表映像設備の部野生生物共生センターの項に係る部分 平成二十八年四月二十七日
- 二 別表の一の表環境創造センター交流棟の項に係る部分、別表の三の表冷暖房設備の項に係る部分、同表音響設備の部環境創造センター交流棟の項に係る部分、同表映像設備の部環境創造センター交流棟の項に係る部分、同表同時通訳設備（同時通訳無線受信機を除く。）の項に係る部分及び同表同時通訳無線受信機（一個当たり）の項に係る部分 平成二十八年七月二十一日

（環境共生課）

告 示

福島県告示第二百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年四月一日救急病院として認定した。

平成二十八年四月十二日

名称	所在地	福島県知事 内堀 雅 雄
医療法人社団青空会大町病院	南相馬市原町区大町三丁目九番地	認定有効期限 平成三十一年三月三十一日

（地域医療課）

福島県告示第二百五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年四月一日救急病院として認定した。

平成二十八年四月十二日

名称	所在地	福島県知事 内堀 雅 雄
公益財団法人ときわ会常磐病院	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台五七番地	認定有効期限 平成三十一年三月三十一日

（地域医療課）

福島県告示第二百五十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年四月一日救急病院として認定した。
平成二十八年四月十二日

名称 福島県知事 内堀雅雄
医療法人社団恵周会白河病院 所在地 白河市六反山一〇番地一
認定有効期限 平成三十一年三月三十一日
(地域医療課)

福島県告示第二百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、岩代町土地改良区から平成二十八年三月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月四日認可した。
平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第二百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白河市九番町西裏一の一、二から五まで
 - 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第六項において準用する同法第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を矢吹町役場の掲示場に掲示した。
当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
諏訪神社
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十八年福島県告示第百九十五号)によること。
- (森林保全課)

公 告

公告第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 福島市土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 遠藤 久男 福島市笹木野字街道南九七番地

(農村計画課)

公告第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 戸ノ口堰土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 渡部 武晴 会津若松市慶山一丁目一四番地三二号

理事 小松 武彦 同 市一箕町大字松長字南雨沼七〇番地

(農村計画課)

公告第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
磐城小川江筋土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 松崎 仙助

同 新妻 太十

同 高田 幹久

同 渡邊 淑夫

同 西郡 忠幸

同 松本 征支郎

同 薄葉 勝弘

同 草野 佳久

同 中根 進

同 須藤 直俊

同 古市 邦男

就任した役員

役別 氏名

理事 高田 幹久

同 西郡 忠幸

同 松本 征支郎

同 中根 進

同 藺邊 良元

同 吉田 亨

同 古市 泰則

同 須藤 直俊

同 愛川 雄弘

同 猪狩 裕

同 猪狩 泰一

住所

いわき市四倉町狐塚字雨田七〇番地

同 市四倉町細谷字御殿八二番地の一

同 市平下平窪字四左工門内二四番地

同 市平下神谷字赤沼八九番地

同 市平下片寄字北町二一一番地

同 市平泉崎字三谷二四番地

同 市平上平窪字横山四四番地

同 市小川町下小川字中柴三九番地

同 市平下神谷字沢帯二二番地

同 市平上神谷字中一六番地

同 市四倉町大森字岸前三六番地の一

住所

いわき市平下平窪字四左工門内二四番地

同 市平下片寄字北町二一一番地

同 市平泉崎字三谷二四番地

同 市平下神谷字沢帯二二番地

同 市四倉町狐塚字東原二五番地

同 市平中塩字鬼馬塚三二番地

同 市四倉町大森字原七番地

同 市平上神谷字中一六番地

同 市四倉町細谷字胎月原四四番地の二

同 市中岡町六丁目七番地の一

同 市小川町下小川字本山二七番地

公告第八十号

(農村計画課)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条第三項の規定により、安齊芳夫ほか十八人から平成二十八年三月二十二日共同して行っている後田地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

(農地管理課)

公告第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画法事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
相馬都市計画緑地事業四号埴浜防災緑地	福島県	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	収用の部分 平成二十五年東北地方整備局告示第四十一号の事業地のうち福島県相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜、大字埴木崎字西田及び大字埴木崎字埴南浜田地内において事業地を変更する。

(まちづくり推進課)

公告第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画緑地事業二号原釜尾浜防災緑地	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	事業地の所在 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
---------------------------------------	---------------	---	------------------------------------

福島県知事 内堀雅雄

(まちづくり推進課)

公告第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称 広野檜葉都市計画緑地事業一号 浅見川防災緑地	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 (変更前) 南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所 (変更後) 双葉郡広野町大字下浅見川字広長一 二〇番一 福島県富岡土木事務所	事業地の所在 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
--	---------------	---	------------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告

する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画緑地事業七号久之浜防災緑地	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	事業地の所在 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
---------------------------------------	---------------	--	------------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画緑地事業一一号 四倉防災緑地	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	事業地の所在 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
---	---------------	--	------------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
-----------	--------	---------	--------

種類及び名称	いわき都市計画 緑地事業八号簿 磯沼ノ内防災緑 地	福島県	いわき市平字梅本 一五番地 福島県いわき建設 事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
--------	------------------------------------	-----	-------------------------------------	--------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	いわき都市計画 緑地事業九号豊 間防災緑地	福島県	いわき市平字梅本 一五番地 福島県いわき建設 事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
---------------	-----------------------------	-----	-------------------------------------	--------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	いわき都市計画 緑地事業一〇号 永崎防災緑地	福島県	いわき市平字梅本 一五番地 福島県いわき建設 事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
---------------	------------------------------	-----	-------------------------------------	--------------------------------

事務所	
-----	--

(まちづくり推進課)

公告第八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	いわき都市計画 緑地事業一二号 岩間防災緑地	福島県	いわき市平字梅本 一五番地 福島県いわき建設 事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
---------------	------------------------------	-----	-------------------------------------	--------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第90号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年 4月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
コピー用紙 A 4（2,500枚入） 予定数量30,900箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 5 落札金額
1箱あたり1,108円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年2月9日

（入札用度課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月十二日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭 弘

福島県収用委員会規則第五号

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

様式第一号中

- 1 運転免許証
- 2 旅券
- 3 その他（ ）

を

- 1 個人番号カード
- 2 運転免許証
- 3 旅券
- 4 その他（ ）

に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

様式第二号中

- 1 運転免許証
- 2 旅券
- 3 その他（ ）

を

- 1 個人番号カード
- 2 運転免許証
- 3 旅券
- 4 その他（ ）

に改め、同様式注2中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

様式第四号中

- 1 運転免許証
- 2 旅券
- 3 その他（ ）

を

- 1 個人番号カード
- 2 運転免許証
- 3 旅券
- 4 その他（ ）

に改め、同様式注3中「運

「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。
 様式第五号注2及び様式第六号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県取用委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県取用委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県取用委員会告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成二十八年四月十二日

福島県取用委員会
 会長 菅野 昭 弘

- 一 起業者の名称
 国土交通大臣
- 二 事業の種類
 一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在	地番	地目		地積（平方メートル）	取用しようとする土地の面積（平方メートル）
		登記	現況		
福島県 岩瀬郡 鏡石町 不時沼	三〇一番	宅地	宅地	三六七・〇 三三六・四 三	三七六・四三
		登記	現況	登記記録	実測

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住 所	持分
柳沼 正利	福島県岩瀬郡鏡石町本町三四〇番地	八分の五
城定 俊子	千葉県我孫子市つくし野六丁目一六番二〇号	八分の一
八尾谷 正子	神奈川県川崎市中原区木月三丁目六〇番一八号クローネハイムⅡ一〇一	八分の一
星 京子	福島県岩瀬郡鏡石町中央二七番地	八分の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住 所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号	使用借権
東日本電信電話株式会社	福島県福島市山下町五番一〇号	使用借権
星 敬一郎	福島県岩瀬郡鏡石町中央二七番地	権利の存否不明。ただし、権利が存ずるとした場合、使用借権
須賀川信用金庫	福島県須賀川市宮先町三一番地	根抵当権
堀江技建株式会社	栃木県真岡市田町一七九〇番地九	星京子持分根抵当権

福島県取用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の

収用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年四月十二日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭 弘

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在	地番	地目		地積（平方メートル）	実測	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
		登記記録	現況			
福島県 岩瀬郡 鏡石町 不時沼	三〇一番 二	雑種地	宅地	二八三	二八三・〇 五	二八三・〇五

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
柳沼 正利	福島県岩瀬郡鏡石町本町三四〇番地	八分の五
城定 俊子	千葉県我孫子市つくし野六丁目一六番二〇号	八分の一
八尾谷 正子	神奈川県川崎市中原区木月三丁目六〇番一八号クローネハイムⅡ一〇一	八分の一
星 京子	福島県岩瀬郡鏡石町中央二七番地	八分の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

不明。ただし、株式会社サン住宅環境又はその他の者	不明	権利の存否不明。ただし、権利が存するとした場合、使用借権又は貸借権
星 敬一郎	福島県岩瀬郡鏡石町中央二七番地	権利の存否不明。ただし、権利が存するとした場合、使用借権
須賀川信用金庫	福島県須賀川市宮先町三二番地	根抵当権
堀江技建株式会社	栃木県真岡市田町一七九〇番地九	星京子持分根抵当権

福島県収用委員会告示第九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年四月十二日

福島県収用委員会
会長 菅野 昭 弘

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在	地番	地目		地積（平方メートル）	実測	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
		登記記録	現況			
福島県 岩瀬郡	三〇二番	宅地	宅地	一、一四五・七八	一	二二〇・六三

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

鏡石町
不時沼

氏名	住 所	持分
柳沼 正利	福島県岩瀬郡鏡石町本町三四〇番地	八分の五
城定 俊子	千葉県我孫子市つくし野六丁目一六番二〇号	八分の一
八尾谷 正子	神奈川県川崎市中原区木月三丁目六〇番一八号クローネハイムⅡ一〇一	八分の一
星 京子	福島県岩瀬郡鏡石町中央二七番地	八分の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住 所	権利の種類
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町一九番一号	根抵当権
須賀川信用金庫	福島県須賀川市宮先町三二番地	根抵当権
堀江技建株式会社	栃木県真岡市田町一七九〇番地九	星京子持分根抵当権

福島県収用委員会告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年四月十二日

福島県収用委員会

会長 菅野昭弘

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目	地積（平方メートル）	実測	取用しようとする土地の面積（平方メートル）
福島県岩瀬郡鏡石町 三〇一番二地先	水路	一	三五四・九二	二一六・三一

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住 所
鏡石町	福島県岩瀬郡鏡石町不時沼三四五番地

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住 所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号	使用借権
東日本電信電話株式会社	福島県福島市山下町五番一〇号	使用借権
矢吹原土地改良区	福島県西白河郡矢吹町八幡町四〇九番の一	使用借権

福島県収用委員会告示第十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の
収用について平成二十八年三月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成二十八年四月十二日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭 弘

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道四号改築工事（鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田
地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目	地積（平方メートル）	取用しようとする土地の面積（平方メートル）
福島県 岩瀬郡 鏡石町 不時沼	三〇一番 地先	水路	三二・五八	三二・三五
		登記記録	実測	
		現況		

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
鏡石町	福島県岩瀬郡鏡石町不時沼三四五番地

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号	使用借権
東日本電信電話株式会社	福島県福島市山下町五番一〇号	使用借権

社

福島県収用委員会告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の
者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県自治会館三階）において保管
しているもので、出頭の上その交付を受けてください。
平成二十八年四月十二日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭 弘

一 書類の名称

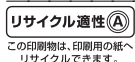
裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した平成二十八年四月
七日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名（名称）	住所（所在地）
不明。ただし、株式会社サン住宅環境又はその他の者 （福島県岩瀬郡鏡石町不時沼三〇一番二の土地に存する野立平看板の所有者）	不明
不明 （福島県岩瀬郡鏡石町不時沼三〇一番及び三〇一番 二の土地に存する動産の所有者）	不明

三 その他

前記通知書を受領しないときは、平成二十八年五月三日をもって通知があったものとみなされます。



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

発行所 福島県 第一印刷株式会社